

岩手県告示第 1151 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、平成 19 年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れ（以下「物品購入等」という。）に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札（以下「特定調達契約に係る競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

平成 18 年 12 月 22 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 物品購入等の種類

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 印刷物類
- (3) 家具類
- (4) 電気器具類
- (5) 機械器具類
- (6) 精密機械類
- (7) 医療器具・薬品類
- (8) 燃料油脂類
- (9) 車両・船舶類
- (10) その他の物品

2 特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる事項につき審査の上必要に応じて等級別に格付けされた資格

- (1) 年間平均生産（販売）高
- (2) 従業員数
- (3) 自己資本額
- (4) 生産に要する減価償却資産の額
- (5) 流動比率
- (6) 営業年数
- (7) ISO 認証（国際標準化機構が定めた規格の認証をいう。以下同じ。）の取得の有無
- (8) 障害者の雇用状況

3 資格審査の申請の方法

- (1) 申請に必要な提出書類
  - ア 物品購入等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）
  - イ 物品購入等競争入札参加資格審査調書
  - ウ 債権債務者登録票
  - エ 法令上許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けていることを証する書面
  - オ 登記事項証明書（個人にあつては、営業証明書）
  - カ 納税証明書
    - (ア) 県内に事務所又は事業所を有する者
      - a 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する年の直前 1 年間に岩手県に納付した事業税の納税証明書
      - b 申請日の属する年の直前 1 年間に納付した消費税及び地方消費税の納税証明書
    - (イ) 県内に事務所又は事業所を有しない者

- a 申請日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税の納税証明書
- b 申請日の属する年の直前1年間に納付した消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 生産に要する減価償却資産内訳書（物品の製造の請負についての資格審査を受けようとする者に限る。）

ク 法人にあっては申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類をいう。以下同じ。）、個人にあっては申請日の属する年の前年及び前々年の所得に係る確定申告書の写し

ケ ISO認証を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の写し

コ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により障害者雇用状況報告書を公共職業安定所の長に提出している者にあつては、当該報告書の写し

(2) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書、債権債務者登録票及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の提出書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄については、日本国通貨により記載すること。外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額を記載すること。

(3) 申請書等の交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先 別表の左欄に掲げる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表右欄に掲げる場所（郵送により申請書及び債権債務者登録票の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。）

(4) 申請書等の提出方法 (3)の提出場所に直接持参すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、岩手県出納局総務課、広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部に郵送することができる。なお、既に物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号）第2条に規定する競争入札参加資格基準に係る審査を受け、有効期間が平成20年3月31日までの物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、この告示に係る資格を取得した者とみなす。

(5) 提出部数 1部

(6) 申請書等の受付期間 岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間 この告示に係る資格の有効期間は、資格を付与された日から平成20年3月31日までの間とする。

(2) 資格の有効期間の更新手続

ア 平成18年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成17年岩手県告示第1076号）4(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、3(6)に掲げる期間に3(1)に掲げる提出書類を3(3)の場所に提出すること。

イ (1)の資格の有効期間の更新を希望する者の更新手続に関しては、平成19年12月中に告示する。

別表

事務所又は事業所の所在地	交付場所及び提出場所並びに問い合わせ先
盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	盛岡地方振興局企画総務部
花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡	県南広域振興局総務部
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	大船渡地方振興局企画総務部
釜石市 上閉伊郡	釜石地方振興局企画総務部
宮古市 下閉伊郡(普代村を除く。)	宮古地方振興局企画総務部
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡(軽米町及び九戸村を除く。)	久慈地方振興局企画総務部
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	二戸地方振興局企画総務部
岩手県外(県内に事務所又は事業所を有しない者に限る。)	出納局総務課、広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部

備考1 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、次によること。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地を所管する広域振興局又は地方振興局に行ってください。
- (2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、県内の事務所又は事業所の所在地を所管する広域振興局又は地方振興局のうちいずれかに行ってください。

2 提出場所が県南広域振興局総務部の場合にあつては、広域振興局総合支局の地域支援部又は地域支援部県民センターに提出することができます。